1063
26.10.21
小郡三井医師会

福県医発第1994号（地）
平成26年10月20日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松田　峻一良
（公印省略）

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正について

健康保険及び後期高齢者医療における食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成26年6月30日付け「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第274号）」により改正が行われ、平成26年8月1日より適用となった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

これは、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「標準負担額」という。）は、所得区分に応じて額が定められておりますが、市町村民税世帯非課税者等（所得が一定基準以下の者を除く。）の認定を受けている間の入院日数が過去1年間で90日を超える長期入院者で、保険者又は後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者の場合、さらに軽減されることとなっているところです。

しかし、従来、長期入院該当者の入院日数を算定するにあたって、当該算定期間中に加入する保険者の変更があった場合は、一旦長期入院該当者から除外されることとなっていたため、これを改め、保険者の変更が行われた場合についても、前保険者の入院日数と併せて算定する取扱いとすることとなりました。

つきましては今回の改正内容について、貴会におかれましてもご了知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（保 123）
平成２６年９月１８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　純　一

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正について

健康保険及び後期高齢者医療における食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成２６年６月３０日付け「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成２６年厚生労働省告示第 274 号）」により改正が行われ、平成２６年８月１日より適用されましたのでご連絡申し上げます。

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、所得区分に応じて額が定められており、食事療養費の標準負担額は１食あたり２６０円とされておりますが、低所得者への配慮として、市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間については、１食あたりの食事療養標準負担額は２１０円と軽減され、さらに過去１年間の入院日数が９０日超の長期入院該当者の場合１６０円に軽減されているところであります。

これまで、食事療養標準負担額については、長期入院該当者の入院日数を算定するにあたり、当該算定期間中に加入する保険者の変更があった場合、保険者変更前の入院日数と保険者変更後の入院日数を合算する取扱いとなっていないところでした。

つまり、７５歳未満の市町村民税世帯非課税者等であって、長期入院該当者であった方が、７５歳の誕生日を迎え後期高齢者医療に保険者が変更となった場合、一旦長期入院該当者から除外され、改めて９０日間１食あたり２１０円の食事療養標準負担額が適用される扱いとなっていたことから、今回の改正により、保険者の変更があった場合でも、入院日数の算定にあたり前保険者の入院日数と合わせて算定する取扱いとすることとし、平成２６年８月１日より適用されることとなりました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省との連絡不足等から、本文書の発出が改正告示適用後になりましたことをお詫び申し上げます。

＜添付資料＞

1．健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成２６年厚生労働省告示第274号）（官報写し）

2．「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」の一部改正について
（平26.6.30　保発0630第5号　厚生労働省保険局長）

［参考］

・入院時食事療養・生活療養費

・長期該当者認定の現行の取扱い（改正前）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　二

〔省　令〕

○計量法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三三）　二

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同三四）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分～平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件（総務二一八）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一九）　三

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二二〇）　三

○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示（総務・農林水産・国土交通八）　四

○奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画を認定する件（同九～二〇）　四

○日本国に帰化を許可する件（法務二八〇）　六

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件（外務二一九）　六

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二〇四）　七

○平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二〇五）　七

○平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二〇六）　七

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二七二）　七

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同二七三）　七

○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（同二七四）　七

○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の全部を改正する件（農林水産八六〇）　八

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同八六一）　八

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一四二）　九

〔国会事項〕

内閣　警察庁　金融庁　外務省　財務省　防衛省　会計検査院　一〇

〔叙位・叙勲〕　一一

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について（内閣府）　一三

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示一）　一三

〔人事異動〕　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、財団、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分関係　一三

裁判所

準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

会社その他

会社決算公告　一七～三〇

○財務省告示第二百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	二トン
四	四、〇三三トン
五	一九五トン
六	一トン
七	三トン
八	一トン
九	三、四一一トン
一〇	二七三トン
一一	四八三トン
一二	一六、六四六トン
一三	一一〇、一二〇トン
一四	一九八、二五五トン
一四の二	六二、八七六トン
一五	五六トン
一六	一、〇一八トン
一七	一七、一四四トン
一八	二、五四六トン
一九	一七三トン
二〇	八六トン
二一	五、五四六トン
二二	八八トン
二三	八三六トン
二四	八トン
二五	〇トン
二六	一九四トン
二七	一、一五一トン
二八	〇トン
二九	七二トン

○財務省告示第二百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万七千四百三十トン

二　冷凍牛肉　四万八千九百三十八トン

○財務省告示第二百六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十三万二千五百三十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　十三万二千五百四十二トン

○厚生労働省告示第二百七十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十六年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「、稚内公共職業安定所」を削る。

第三号中「本荘公共職業安定所、横手公共職業安定所」を「大曲公共職業安定所」に改める。

第十号を第十八号とする。

第九号中「区域（」の下に「川内公共職業安定所、国分公共職業安定所、」を加え、同号を第十七号とする。

第八号を第十六号とする。

第七号中「大村公共職業安定所」の下に「、五島公共職業安定所」を加え、同号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　大分県の区域（別府公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第六号中「区域（」の下に「田川公共職業安定所」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　佐賀県の区域（鹿島公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第五号中「区域（」の下に「安芸公共職業安定所及び」を加え、同号を第十一号とする。

第四号中「阿南公共職業安定所」の下に「及び吉野川公共職業安定所」を加え、同号を第十号とする。

第三号の次に次の六号を加える。

四　栃木県の区域（矢板公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　京都府の区域（京都田辺公共職業安定所の管轄区域に限る。）

六　大阪府の区域（岸和田公共職業安定所、池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所及び河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。）

七　兵庫県の区域（伊丹公共職業安定所、明石公共職業安定所及び西神公共職業安定所の管轄区域に限る。）

八　和歌山県の区域（御坊公共職業安定所の管轄区域に限る。）

九　広島県の区域（可部公共職業安定所及び廿日市公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第二百七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。

10　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCDC－RG6）

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

第一条　健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中「規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日以下」を「（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第

二百四十号）第十条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。）が九十日以下」に、「（規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）」を「が九十日を超える」に改める。

第二号の表中「（規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中「（規則第三十五条第一号又は第四十条第一号に定める者である期間に係るものに限る。）」を削る。

○農林水産省告示第八百六十号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千九十六号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の全部を次のように改正し、南インド洋漁業協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十六年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業	海域	報告の方法
一　遠洋底びき網漁業	漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業の海域のうち、我が国の排他的経済水域及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
二　大中型まき網漁業	イ　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域（以下「インド洋協定海域」という。）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	ロ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　インド洋協定海域 (2)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。） (3)　大韓民国の排他的経済水域、領海及び内水 (4)　中華人民共和国の排他的経済水域、領海及び内水	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	イ　インド洋協定海域	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	ロ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　インド洋協定海域 (2)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
三　遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業		

○農林水産省告示第八百六十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の一において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年五月十九日　第四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

エヌ・ティー・アイ（ＮＴＩ）ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材及び集成材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ノルウェー王国　オスロ市　フォーシュクニングスヴェイエン三Ｂ

○経済産業省告示第百四十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

第四条第一項第一号の表北陸電力株式会社の項中「四・三七円」を「四・四一円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「六・三六円」を「六・四二円」に改め、同項第二号イ中「八・三〇円」を「八・三一円」に改め、同条第二項第一号の表北陸電力株式会社の項中「七・〇一円」を「七・〇八円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「七・八五円」を「七・九二円」に改め、同項第二号イ中「一〇・五二円」を「一〇・五三円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

保発０６３０第５号
平成２６年６月３０日

都道府県知事　殿

厚生労働省保険局長
（　公　印　省　略　）

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び
「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」
の一部改正について

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成８年厚生省告示第 203 号）及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成 26 年６月 30 日付けで健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 274 号）により改正し、平成 26 年８月１日から適用することとしたので、下記に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知等に遺憾なきを期されたい。

記

１　改正の趣旨及び内容

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「標準負担額」という。）は、所得区分に応じて額が定められているが、市町村民税世帯非課税者等（所得が一定基準以下の者を除く。以下同じ。）の認定を受けている間の入院日数が過去１年間で 90 日を超えていることについて保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）の認定（以下「長期入院該当」という。）を受けた者の場合、更に軽減されている。

後期高齢者医療制度において、長期入院該当に係る入院日数の算定に当たり、

被保険者が居住する都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「現広域連合」という。）により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数のみを算定対象としており、新たに被保険者となった場合には改めて現広域連合における入院日数が 90 日を超えるまで長期入院該当とならないことから、これを改め、他の保険者等により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数を合わせて算定することとする。

健康保険制度及び国民健康保険制度においては、法令上の明確化を図る観点から同様の改正を行う。

2　適用期日

平成 26 年８月１日から適用する。

入院時食事療養・生活療養費

○ 入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。

○ 入院時生活療養費は、65歳以上の方が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。

○ それぞれの支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額。

○ 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。

○ 低所得者については、申請により患者負担分の標準負担額が減額される。

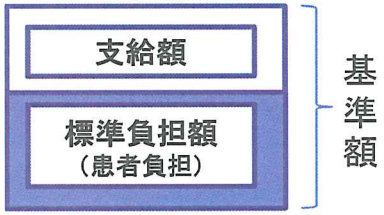

＜65歳以上の標準負担額＞

区分	療養病床に入院する65歳以上の方		左以外の方（一般病床など）
	右以外の方	難病等の入院医療の必要性が高い方	
一般の方	（食費）1食460円（※1） （居住費）1日320円	（食費）1食260円 （居住費）負担なし	1食260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等	（食費）1食210円 （居住費）1日320円	（食費）1食210円 →過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円 （居住費）負担なし	1食210円 →過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円
上記のうち、世帯全員が一定の所得以下	（食費）1食130円（※2） （居住費）1日320円（※2）	（食費）1食100円 （居住費）負担なし	1食100円

（※1）管理栄養士等による栄養管理、適時・適温の食事等が提供されている場合に限る。そうでない場合は1食420円。

（※2）老齢福祉年金受給者の場合はさらに軽減。

長期該当者認定の現行の取扱い

○ 低所得者の認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超える長期該当者の場合、標準負担額が減額される。

○ 加入する保険者に変更があった場合（75歳になり後期に加入した場合等）、変更前の入院日数は合算されず、いったん長期該当者ではなくなる。
※国保では、変更前の入院日数を合算して差し支えない旨の通知を発出している。
※健保では、通知等ないが、国保の通知があることから、実務上、合算できる取扱いとしている。

【国保の場合（75歳未満）】

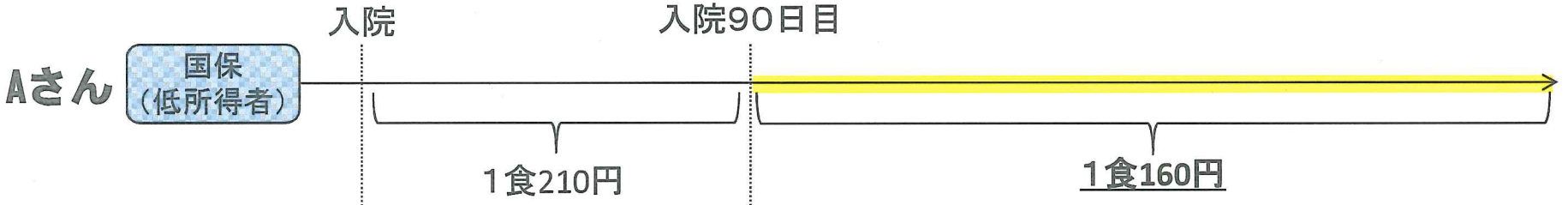
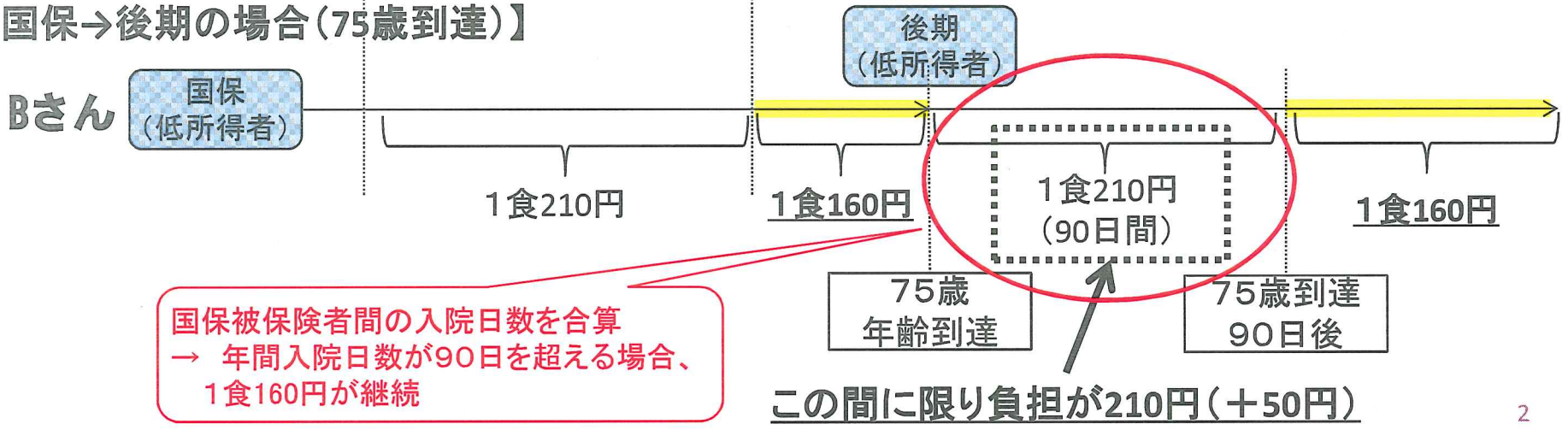
【国保→後期の場合（75歳到達）】